

災害による被害を受けた固定資産の減免について

宮若市税等の災害に関する減免取扱基準要綱 第6条より

(1) 土 地

損失の程度	減免割合
被災面積が当該土地の面積の10分の8以上であるとき	10分の10
被災面積が当該土地の面積の10分の6以上10分の8未満であるとき	10分の8
被災面積が当該土地の面積の10分の4以上10分の6未満であるとき	10分の6
被災面積が当該土地の面積の10分の2以上10分の4未満であるとき	10分の4

(2) 家 屋

損失の程度	減免割合
全壊、流失、埋没等により家屋の原形をとどめないとき、又は復旧不能のとき	10分の10
主要構造部分が著しく損傷し、大修理を必要とする場合で、当該家屋の価格の10分の6以上の価値を減じたとき	10分の8
屋根、内壁、外壁、建具等に損傷を受け、居住又は使用目的を著しく損じた場合で、当該家屋の価格の10分の4以上10分の6未満の価値を減じたとき	10分の6
下壁、畳等に損傷を受け、居住又は使用目的を損じ、修理又は取替えを必要とする場合で、当該家屋の価格の10分の2以上10分の4未満の価値を減じたとき	10分の4

(3) 償却資産

(2)家屋に準じる